

毎月1・11・21日発行

4/11

令和7年(2025)
No.2367

広報

Shinagawa

しながわ



Shinagawa City
品川区

人権尊重都市品川宣言特集号

発行／品川区 編集／戦略広報課 ☎140-8715 品川区広町2-1-36 ☎3777-1111(代表) Fax5742-6870(戦略広報課) <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

5月1日～7日は
憲法週間です

昭和22(1947)年5月3日に日本国憲法が施行されました。これを記念して5月3日を憲法記念日、5月1日から7日を憲法週間としています。

日本国憲法は、「国民主権」「平和主義」とともに「基本的人権の尊重」を大きな柱とし、憲法第11条*では人権保障の基本原則を定めています。

誰もが自分らしくいきいきと安心した人生を送るうえで、決して侵してはならない人としての権利が「人権」です。

この権利を守るために、一人ひとりが自分のことだけでなく、相手の気持ちを考えて思いやりの心を持って行動し、自分の権利と同じように他の人の権利も認め合うことが大切です。

区では、人権尊重社会を実現するために、『人権尊重都市品川』を宣言し、人権尊重思想の普及啓発に取り組んでいます。その一環として、講演会やパネル展などの啓発事業を行っています。

これを機会に「人権」の大切さをあらためて考えてみませんか。

*憲法第11条：「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と規定している。

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして
自由であり、平等である
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ
絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに
日本国憲法と世界人権宣言は
この人類普遍の原理をあらわし
人権の尊重が
国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は
いまだに差別意識と偏見が
人々の暮らしの中に深く根つき
部落差別をはじめ
障害者、女性、先住民族、外国人への差別など
どれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は
人間の理性と良心によって
必ずや解消できることを
我々は確信する

平和で心ゆたかな
人間尊重の社会の実現をめざす品川区は
『人権尊重都市品川』を宣言し
差別の実態の解消に努め
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを
ここに誓う

1993年(平成5年)4月28日

考えよう 相手の気持ち
育てよう 思いやりの心
みんなで築こう 人権の世紀

人権に関する法律をご存じですか

障害者差別解消法

〔平成28(2016)年4月施行〕

すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律

ヘイトスピーチ解消法

〔平成28(2016)年6月施行〕

日本に住む日本以外の出身者や子孫に対する差別意識の助長・誘発や地域社会からの排除をせんとする不当な差別的言動の解消をめざす法律

部落差別解消推進法

〔平成28(2016)年12月施行〕

現在も存在する部落差別について、「部落差別は許されないもの」という認識のもと、部落差別のない社会をめざす法律

アイヌ施策推進法

〔令和元(2019)年5月施行〕

アイヌの人々が民族の誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ることで、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律

考えよう 人権のこと

人はみな誰もが幸せに暮らしたいと考えています。この幸せを願う気持ちをお互いに思いやることこそ、人権を尊重することではないでしょうか。

しかし残念なことに、子どもや高齢の方や障害のある方などへの虐待、配偶者などからの暴力、障害がある方や外国人に対する偏見、被差別部落出身の方に対する差別など、私たちの身のまわりには様々な人権問題があります。最近では、インターネットを悪用した人権侵害、性的マイノリティの方への偏見やヘイトスピーチなど、人権問題はより複雑化し多様化しています。

差別は、差別される本人には全く責任のないことで苦しめられるという、極めて不当な行為です。そして差別することは、差別される人を傷つけるばかりか、差別する人の人間性をも損ねてしまう行為といえます。

区は、23区唯一の人権宣言『人権尊重都市品川』を宣言し、様々な施策の中に活かして人権啓発や人権教育を推進してきました。この宣言にこめられた想いを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、他の人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることを大切にしていきましょう。

人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。

区ホームページでは『人権尊重都市品川宣言』について、詳しく掲載しています。



許さない! 部落差別

日本社会の歴史的過程の中で形づくられた身分制度や歴史的・社会的に形成された人々の意識に由来する差別が、様々な形で現れる日本特有の重大な人権問題です。ある土地の出身というだけの理由で様々な差別を受け、基本的人権を侵されてきた人々がいます。それらの人々が住まわされていた場所が「被差別部落(同和地区)」、それらの人々に対する差別が「部落差別(同和問題)」といわれ、今なお、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、そのほか日常生活の上で差別を受けることがあります。

東京でも「〇〇は同和地区ですか」などの土地調査事件が現実に起きています。さらに、被差別部落の地名を暴露するインターネット上での書き込みが後を絶ちません。こうした中でこの書き込みに対し、出身者らがネット公開の差し止めなどを求めた裁判で、東京高裁が「差別されない権利」を認めました。

安心して暮らせる差別のない社会をめざすには、部落差別問題を正しく理解し、差別を「しない」「させない」「許さない」という視点に立ち、私たち一人ひとりが自分のこととして行動することが大切です。

許さない! 戸籍・住民票の不正取得

【問い合わせ】 戸籍住民課戸籍住民担当 (☎5742-6659 Fax5709-7625)

国家資格を持つ弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士の8士業には、依頼者に代わり当該請求者の職印を押した「職務上請求用紙」を使って、戸籍証明などを請求することが国により認められています。この職務上の権限を悪用し、戸籍証明や住民票を大量に不正に取得し、売買するなどの事件が後を絶ちません。

こうして不正に取得された個人情報、悪質な業者による身元調査などに悪用される可能性があります。個人情報の不正取得は、部落差別(同和問題)などの人権問題やプライバシーの侵害につながる行為であり、断じて許されるものではありません。また、このように正当な理由なく個人情報の不正取得を依頼する行為や、それを請け合う行為自体が、差別やプライバシーの侵害につながることを正しく理解し、誰もが依頼しない・させない、そして許さない社会をめざして、区は引き続き啓発に努めていきます。

●個人情報保護のため審査を厳格に行います

区では、戸籍証明などの発行に際して、交付請求者の本人確認を行うとともに、その請求理由などの審査を厳格に行い、個人情報の保護に努めています。また、これまでの不正の事例を踏まえ、疑いのある交付請求については交付システムで警告が出るなど、審査体制を整えています。さらに、不正取得を行った業者に対し、区からも申し入れを行います。

●不正請求事件に対する基本方針について

区では職務上請求用紙を悪用した不正請求に対し、厳格な対応を行うため基本方針を定めています。国等からの処分の公告や区の調査等から不正請求の事実が確定した場合、被害者へ不正請求の事実を告知し、さらに不正請求を行った者が所属する団体に対し、法令遵守および再発防止策の強化を要請します。

偽造有印私文書行使罪(刑法第159条・161条): 3月以上5年以下の懲役
不正手段により戸籍謄本などの交付を受けた者に対する罰則(戸籍法第135条): 30万円以下の罰金

品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例

すべての人が性別等にかかわらず誰もが 自分らしく生きられる社会の実現をめざして

【問い合わせ】 ジェンダー平等推進センター (☎5479-4104 Fax5479-4111)

この条例は、区がめざす社会の実現に向け、固定的な役割分担意識にとらわれず多様な生き方を選択できること、あらゆる参画の機会において女性個人が持つ力を十分に発揮できる女性のエンパワーメント、性的指向やジェンダーアイデンティティに起因する日常生活上の困難の解消などを基本理念に掲げています。区と区民、事業者、教育関係者の皆さんと一緒に取り組みを進めていくための指針でもあります。

区にかかわる多くの方とともに取り組むことで、様々な生活の場面での困難や生きづらさの解消につなげていくことができます。一人ひとりがその人らしさを発揮しながら、互いに尊重し合い、誰もが自分らしく生きられる社会を一緒にめざしていきましょう。

ジェンダー平等とは

一人ひとりが性別にかかわらず、平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決められること。「男だから」「女だから」という理由で、生き方や働き方の選択肢が決められてしまうことがあり、これらをなくしていくことがジェンダー平等につながります。

性の多様性とは

性について、これまで多くの方々は「男」と「女」の2種類に分けられると教わってきたのではないのでしょうか。

性は、戸籍(法律)上の性、ジェンダーアイデンティティ(自分自身をどんな性だと思うか)、性的指向(恋愛感情がどの性にむいているか)、性表現(服装やしぐさ、言葉づかいなど)などの様々な要素で構成されていて、一人ひとり様々な組み合わせがあり、性のあり方は多様です。性の多様性をお互いに認め合い、尊重していくことが大切です。

人権尊重の社会を 築くために

人権啓発・社会同和教育講座



毎年秋に開催する「人権啓発・社会同和教育講座」は、人権尊重都市品川宣言の理解促進を目的に、身近な題材から様々な人権について学ぶ機会としています。

昨年の講座Ⅰでは、「スポーツと人権」をテーマに昼の部と夜の部の計6回講座を開催しました。受講者からは、「自分に何ができるかを考えるきっかけとなりました」「社会課題を解決する活動について知ることができました」などの感想が寄せられました。

【問い合わせ】 文化観光戦略課生涯学習係 (☎5742-6837 Fax5742-6893)

また、講座Ⅱでは、東京都中央卸売市場芝浦「と場」見学会を開催しました。と場の見学と職員との懇談を行い、食肉の歴史と人権について理解を深め、差別や偏見に向き合う機会となりました。

人権が尊重される社会をめざして、今年も9月から11月にかけて「人権啓発・社会同和教育講座」を開催する予定です。皆さまの積極的な参加をお待ちしています。

問い合わせ／人権・ジェンダー平等推進課 (☎3763-5391 Fax3768-5092)